諮問庁：出入国在留管理庁長官
諮問日：令和７年７月１６日（令和７年（行個）諮問第１９１号）
答申日：令和８年１１月６日（令和８年度（行個）答申第２１０号）
事件名：本人が行った難民認定申請に関する文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙１に掲げる２文書（以下、順に「文書１」及び「文書２」といい、併せて「本件文書」という。）に記録された各保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報１」及び「本件対象保有個人情報２」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）７７条１項の規定に基づく開示請求に対し、令和７年１月２０日付け管○総第２２５号により特定出入国在留管理局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである（一部を除き原文ママ）。

（１）審査請求書

別紙２のとおり。

（２）意見書

別紙３のとおり。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件経緯

（１）審査請求人は、令和６年１２月２３日（同日受付）、処分庁に対し、法７７条１項の規定に基づき、請求する対象を本件文書に記録された本件対象保有個人情報とする保有個人情報開示請求をした。

（２）処分庁は、本件開示請求に対し、開示請求に係る個人情報を作成又は取得しておらず、保有していないとして原処分をした。

（３）本件は、原処分について、令和７年４月１７日、諮問庁に対して審査請求がなされたものである。

２　審査請求人の主張の要旨

原処分を取り消し、本件対象保有個人情報の開示を求める。

3　諮問庁の考え方

（1）難民認定の申請について

本邦にある外国人は、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号。以下「入管法」という。）６１条の２第１項の規定に基づき、難民認定の申請をすることができる。

（2）退去強制手続及び在留特別許可について

ア　退去強制手続とは、入管法２４条に定める退去強制事由に該当する外国人を、我が国の領域外に強制的に退去させることを目的とした行政手続であり、その一連の手続においては、入国警備官による違反調査、入国審査官による違反審査、特別審理官による口頭審理、法務大臣への異議の申出に対する裁決が行われる。

イ　法務大臣は、外国人が退去強制対象者に該当する場合であっても、入管法５０条１項各号のいずれかの事由に該当する場合、当該外国人からの申請により又は職権で、法務省令で定めるところにより、当該外国人の在留を特別に許可することができる。

（3）原処分の妥当性について

本件開示請求は、処分庁において開示請求者本人が行った難民認定申請に係る保有個人情報及び、特定年月日Ａに在留特別許可を受けた開示請求者本人の退去強制手続に係る保有個人情報の開示を求めたものである。処分庁において確認したところ、本件開示請求に係る保有個人情報を処分庁が作成又は取得した事実はなく、処分庁は対象となる保有個人情報を保有していないと認められる。

したがって、法８２条２項の規定により不開示と決定した原処分は妥当である。

4　結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、原処分を維持し、審査請求を棄却することが相当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和７年７月１６日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年９月８日　　審査請求人から意見書を収受
④　令和８年９月１１日　　審議
⑤　同年１０月３０日　　審議

第５　審査会の判断の理由

1　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるとこ

ろ、処分庁は、本件対象保有個人情報は作成又は取得しておらず、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

２　本件対象保有個人情報の保有の有無について

（１）本件対象保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア　特定出入国在留管理局Ａにおいて、本件対象保有個人情報を作成又は取得し、保有しているかどうか調査したところ、本件対象保有個人情報１については、審査請求人の記録はなく、本件対象保有個人情報２については、特定出入国在留管理局Ｂにおいて、特定年月日Ａに審査請求人本人が在留特別許可を受けたことで、事案の処理を完了していたことが判明した。

イ　本件対象保有個人情報１について、仮に、処分庁において作成又は取得し、保有しているとすれば、難民認定に係る決定（終止）に至る過程等が記載された文書として、特定出入国在留管理局Ａ難民調査部門の標準文書保存期間基準の、大分類：「難民認定」、中分類：「難民認定申請」、小分類：「難民認定申請審査記録（認定）」、「難民認定申請審査記録（不認定）」又は「難民認定申請の取下げ」に保存されていると考えられるところ、当該行政文書ファイルを調査したが、本件対象保有個人情報１の保有は確認できず、また、文書管理システムにおいて、本件対象保有個人情報１に係る文書１の登録及び廃棄・移管に関する記録も確認できなかった。

ウ　以上のとおり、特定出入国在留管理局Ａにおいて、本件対象保有個人情報を作成又は取得しておらず、保有していない。

エ　念のため、特定出入国在留管理局Ａの執務室内書庫、倉庫、共有フォルダ内等の探索を行ったが、本件対象保有個人情報の存在は確認できなかった。

（２）検討

ア　本件対象保有個人情報１については、諮問庁から提示を受けた特定出入国在留管理局Ａ難民調査部門の標準文書保存期間基準（写し）を確認した結果を踏まえると、上記部門の行政文書ファイルを調査しても、本件対象保有個人情報１を保有している事実は確認できず、行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿においても、本件文書に係る記録は確認できなかったとして、特定出入国在留管理局Ａにおいて、本件対象保有個人情報１を作成又は取得しておらず、これを保有してい

ない旨の上記（１）アないしウの諮問庁の説明は、否定することはできない。

イ　本件対象保有個人情報２については、特定出入国在留管理局Ｂにおいて、特定年月日Ａに審査請求人本人が在留特別許可を受けたことで、これに係る事案の処理を完了していたことが判明したとして、特定出入国在留管理局Ａにおいて、本件対象保有個人情報２を作成又は取得しておらず、これを保有していない旨の上記（１）ア及びウの諮問庁の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

ウ　本件対象保有個人情報につき、上記（１）エの探索の範囲等についても、特段の問題があるとは認められない。

エ　以上によれば、特定出入国在留管理局Ａにおいて、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特定出入国在留管理局Ａにおいて本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第１部会）

委員　中里智美、委員　木村琢麿、委員　中村真由美

別紙１（本件文書）

文書１　開示請求者本人が行った難民認定申請において、特定出入国在留管理局Ａが保有する全ての書類

文書２　特定年月日Ａに在留特別許可を受けた開示請求者本人の退去強制手続において、特定出入国在留管理局Ａが保有する全ての書類

別紙２（審査請求書）

特定年Ａ特定刑事施設内（特定年月日Ｂ特定判決確定により〇〇先）にて、特定出入国在留管理局Ｂによる、口頭審理（特定年Ａ管〇審第〇号特定年月日Ｃ）が特定年月日Ｄに行なわれ、特定年月日Ａ付（番号特定年Ａ〇審第〇号特定年月日Ａ）入管法２４条４項（リ）により、退去強制、特別在留許可（一般永住取消、定住者１年）の処分が決定されました。
本来、適正な行政運営による処分であれば、今更開示請求は必要としません。
ですが
適正な行政運営で無く、入管法６２条４項を無視し、仮釈放決定前に、差別排除を前提目的とし口頭審理が行なわれた。
更に
口頭審理の内容は、当時全く、特定親族Ａ及び特定親族Ｂ、特定親族Ｃ及び特定親族Ｄの事を深く知る事も、知らされる事も無くきていたところに、
口頭審理によって知る事、知らされる事になり、
更に
処分する理由も、「特定親族Ａはまだ日本国で出生しているからまだしも、特定親族Ｂの方は問題がある。だから処分する」
「恨むなら、〇を恨めと」
と、処分が決定したのです。
故、不服であれば当時教示された通り取消訴訟を提起する事であった事。十分に取消訴訟を提起する理由は、あった事。
ですが、
取消訴訟の提起は、できなかった事。知識もお金もなく、基より、あまりにも知らない事実、知らなかった事実が多すぎた事。自分自身の事、特定親族Ａ及び特定親族Ｂの事、特定親族Ｃ及び特定親族Ｄの事、特定国の事、日本の事です。
少なくとも現在のように事実が以前より、知っていれば、その場で対応も、口頭審理の場においても、取消訴訟の提起も出来ていた事。
更に、口頭審理において、出入国記録に関しても、事実として１度、あるにも係ず記録として見つける事が出来ないとして終っている事。
故に、
自身で令和６年１２月２６日開示請求受付、令和７年２月５日に、外国人出入国記録マスタファイルの開示を受け、記録としての存在は、確認しております。
故に
本来、〇〇であろうと、親族であろうと、プライバシーがあり、
口頭審理によってプライバシーがおかされた事。そして口頭審理によって今だに、〇〇関係、親族関係に深刻で非情に悪い常態である事。

故に
口頭審理によって、知らなかった事実及び知らされる事のなかった事実、〇に対して言えなかった事実。言いたくても、伝える言葉、知識が無い事。
更に
言わなかった事による保たてる争いのない平穏。
故に、
口頭審理によって、知らされた事実、知らなかった事実を、事実であるか、真実であるどうかを、自分自身で知る確認する必要があり、
結わゆる、知る権利がある事。
更に
処分決定当時、有効な外国人登録証を所持しているにも係らわず、別の紙の在留カードを〇〇時に所持させられ、直ち特定出入国在留管理局Ａにへと教示され、その後引き続き、特定出入国在留管理局Ａにて、在留期間更新を行っていますが、
その、紙の在留カード及び
更に
〇〇及び裁判所判決事項記録の誤りにより事がより複雑になり、正確性の無い行政運営に陥っています。
故に
外国登録原票及び出入国記録及び、外国人出入国記録マスタファイルの全てを開示請求を致し全ての開示を受け確認した所、やはり、正確を失い、何故こうなっているとしか、ならない。
故に、
外国登録原票及び外国人出入国記録マスタファイルの全てを
法６５条正確性の確保の為に９０条及び９１条を行使致したく、その為に、特定出入国在留管理局Ｂ及び特定出入国在留管理局Ａの全ての開示が必要です。
更に、
特定出入国在留管理局Ａにての、
特定年月日Ｅの在留特別許可及び
特定年月日Ｆの永住許可申請及び
在留期間更新申請の特定年Ａ及び
特定年Ｂ及び
特定年Ｃ及び
特定年Ｄ及び
特定年Ｅ及び
特定年Ｆ及び
特定年Ｇ及び
特定年Ｈ及び

特定年Ｉ及び
特定年Ｊ及び
特定年Ｋ及び
特定年Ｌ及び
特定年Ｍの、保有する全ての書類及び提出した書類及び紙の在留カードの存在及び行方、及び全ての書類の存在があり、旨に全ての開示を求めます。
特定出入国在留管理局Ａにても、特定出入国在留管理局Ｂの口頭審理及び処分により、差別排除を前提目的とし差別排除を適正な行政運営とした事、
その証拠は、外国登録原票と外国人出入国記録マスタファイルの正確性、及び紙の在留カードの行方存在及び、〇〇記録。
故に
適正な行政運営に支障を来しています。
故に
知る権利、事実真実の確認そして、保有個人情報の訂正請求の為。
更に
国に求めます。
名前の件、通称名及び本名及び英字の使用についての国の責任。
更に、
国籍法において、出生地主義の導入。
基より、
入管法においての、
「出生」による在留資格が、無い事は、
明らかに、憲法１３条に違反をしている事。
故の
以上の理由にて
趣旨、法８０条適用にて、
全ての開示を請求致します。

別紙３（意見書）

１、事件名訂正願い

（略）

２、経緯と主張

先ず、申し上げます。

事件名の訂正をお願い致しましたとおり、「ア」（審査会注：文書１を指す。以下同じ。）と「イ」（審査会注：文書２を指す。以下同じ。）は、全く別の事件であります故に、「ア」と「イ」として、別の事件として、下記にて主張致します。

①「ア」の事件の経緯と主張、

審査請求人本人は、特定出入国在留管理局長殿に、保有情報開示請求書にて、

「特定年Ｎ～特定年Ｏ～特定年Ｐに特定出入国在留管理局Ａにて開示請請求者本人の特定親族Ａ及び、特定親族Ｂ及び、本人及び特定親族Ｄが
難民申請及び特別在留許可に係る法務省及び特定出入国在留管理局Ａが保有する全ての書類を開示請求します」

と、記載をし開示を求めた。

本件は、

特定諮問事件Ａ及び特定諮問事件Ｂ及び特定諮問事件Ｃ及び特定諮問事件Ｄ及び特定諮問事件Ｅと

同じ事件である。

更に

特定諮問事件Ｆが、本件の要因であり、審査請求人本人の知らなかった特定親族Ａ及び特定親族Ｂの事実を知らされ、

更に、特定親族Ａ及び特定親族Ｂの事実を理由に処分を行った。

故に、

知らなかった事実を、開示によって確認をし、出入国在留管理庁が保有管理する、

外国人登録原票及び外国人出入国記録マスタファイルと照合をし、事実及び正確性及び事実の積み重ねが成されているかの必要性がある状態であるが故に、本件の開示を求めた。更に審査請求をお願いした。

故に、

本件は

特定諮問事件Ｄ及び特定諮問事件Ｅ及び本件開示請求の大きな要因である、

特定諮問事件Ｆの不開示決定が、開示成される事とし、

本件の「ア」の開示をこれ以上求めない。

②「イ」の事件の経緯と主張

（１）、審査請求人本人は、特定年月日Ｇ、特定出入国在留管理局Ａにて特定年Ａ申請した、在留期間更新許可申請に係る特定出入国在留管理局Ａが保有する全ての書類の開示を請求した。

（２）、特定出入国在留管理局Ａは、令和６年１２月２３日保有個人情報開示請求書の、受付（〇個開第〇号）にて「特定年月日Ａに在留特別許可を受けた開示請求者本人の退去強制手続において、特定出入国在留管理局Ａが保有する全ての書類」

として、受付をした。

（３）、故にこの時点で、矛盾が生じている事に、双方気づく。

（４）、事実は、

特定諮問事件Ｆの特定刑事施設内にて〇〇前に、特定入国管理局Ｂが審査請求人本人に行った処分後に、紙の在留カードを発効をし、特定刑事施設〇〇後すぐ特定入国管理局Ａに出頭するよう教示された。

故に、審査請求人本人は、〇〇後すぐに紙の在留カードにて、特定入国管理局Ａに出頭した。

（５）、しかし、特定出入国在留管理局Ａは、その事実を、管理をしていない。

（６）、更に、紙の在留カードの行方すら答えられなくなっている。

（７）、故に、特定出入国在留管理局Ａは、本件開示請求時に、保有個人情報開示請求書に記載した内容と違う内容で受付をした。

（８）、故に、

本件の「イ」は、特定年Ａ特定入国管理局Ａに、審査請求人本人が出頭した事実の管理及び、出頭した事を証明する紙の在留カードの行方の開示を求めるものであると主張する。

（９）、故に、

紙の在留カードの行方は、特定年月日Ｈの特定出入国在留管理局Ａの永住審査部門に確認を要する事を主張する。

（１０）、更に本件「イ」を明確にする為に、特定諮問事件Ｆ及び、

特定諮問事件Ｇ及び、

特定諮問事件Ｈの開示は、不可欠であるが故に、本件「イ」とともに、開示を求める。

（１１）、更に、

出入国在留管理庁が保有管理する、外国人登録原票及び外国人出入国記録マスタファイルの訂正請求において、本件の「イ」は、明確にしておく必要がある事を主張し、開示を求める。